

7 / 7 利水部会検討会での検討項目について

河川整備の基本的な考え方

6) 以上のような治水、利水、環境、利用の課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。この際、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う。

水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。また、水需要の抑制が図られるよう利水者や関係自治体と連携する。

（説明資料第2稿「3．河川整備の基本的な考え方」より抜粋、下線追加）

このように整備計画では書かれている。寺田氏の書かれた「基本的な考え方」（P4参照）を利水部会で議論してきた内容やプロセスをふまえ、どのように書き加えるのか、あるいはあるとすれば提言と整備計画のスタンスの違いをどのように接近させるか。

整備計画の内容

整備計画の内容について寺田氏のフレームと河川整備計画のフレームをどのように融合させるか。

1. 適確な水需要予測・・・利水者の水需要の精査確認

- ・提言の精査確認はダム等の新規水源開発の必要性を論じるために行うものであり、精査確認と水利権更新は切り離して考えよ
- ・利水者の水需要を荻野委員が提示する表示法で示せるのか。
- ・従前の水需要予測のかい離の分析を実施

2. 水需要の抑制・制御の具体化

下記(1)～(7)の項目についてもう少し肉付けを。すでにいくつかいただいておりますが、河川管理者ができる範囲の内容、踏み込むべき内容。その際、河川管理者が提示する5.4及び整備シートの内容をふまえながら述べてほしい。

(1) 水配分

用途転用・・・・・・・・水利権見直しと用途間転用

既設ダムの操作管理等・・・既設ダム等の効率的運用

- ・ダム等の放流操作と同時に淀川大堰の基準流量の管理も

- (2) 節水
  - (3) 雨水利用
  - (4) 水の再利用
  - (5) 森林の保全・育成
  - (6) 地下水の利用
  - (7) 都市政策
- } 水需要の抑制  
・この項については、5.4 に記述されていない。

水需要の抑制・制御の具体化イメージ（整備計画掲載事項としての検討：主として5章）

項目	河川管理者として可能な施策（例）	他の主体への働きかけ（例）
(1)水配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途間転用 第2稿の記述で十分か、追加・修正は？</li> <li>・ダム操作管理等 第2稿の記述で十分か、追加・修正は</li> </ul>	
(2)節水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な節水技術とその効果についての精査確認と実施に向けた検討</li> <li>・広報活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水需要管理協議会（湧水調整協議会の改組組織）での活動・検討項目として記載？</li> <li>・自治体との連携</li> </ul>
(3)雨水利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築物への働きかけ（河川管理者として何が可能か）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水需要管理協議会（湧水調整協議会の改組組織）での活動・検討項目として記載？</li> <li>・建築基準等との連携の模索</li> </ul>
(4)水の再利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模ユーザーへの働きかけ（河川管理者として何が可能か）</li> <li>・用途別の水の再利用等との検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水需要管理協議会（湧水調整協議会の改組組織）での活動・検討項目として記載？</li> <li>・建築基準等との連携の模索</li> </ul>
(5) 森林の保全・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養に関する検討（森林の水源かん養効果と河川への水供給量等の関連を調査研究）</li> <li>・水源涵養林等の施策の調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水需要管理協議会（湧水調整協議会の改組組織）での活動・検討項目として記載？</li> </ul>
(6)地下水の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水も含めた流域全体の水循環の実態調査とモデルの構築（「淀川流域の水物質循環に係わる調査」の拡大）</li> <li>・利水面で地下水利用可能性の検討</li> </ul>	
(6)都市政策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画との連携</li> </ul>

・湧水への対応

利水安全度の低下、利水者のアンバランスの存在とは。もう少し説明を

・湧水調整

現行方式と提案方式の具体的な比較計算は

先行・後行利水者の投資努力とは。その反映の問題点

- ・水需要管理協議会

寺川・池淵らのコメントを追加か

- ・環境流量については概念的なものであり、これら水需要の抑制・制御の結果として取水量が抑制され、その分河川に水が戻ると考える。
- ・水需給が一定の枠内でバランスされるように・・・と提言で述べているが、一定の枠内でバランスされるように、をもう少し議論してほしい。
- ・利水安全度についても議論が足りないのでは。

以上

- 河川整備計画中の「利水」に関するフレームワークとしての項目 -

基本的な考え方

従前の水資源行政は、

都道府県の水需要予測の積み重ね 国土庁の長期水需給計画  
建設省の水資源開発計画（フルプラン）

以上のやり方で行われ、都道府県の水需要予測及び国土庁の長期水需給計画のいずれについてもチェックを行わないまま、これを実現させるために大規模な水資源開発事業を実施するというやり方で行われ、その結果として、必要以上の水資源開発を押し進めることになった。

今回の河川整備計画は、利水についてのこれまでの考え方、やり方を根本的に改革し、国土交通省が主体的に「水需要を管理・抑制する」という考え方、やり方に転換するものでなくてはならず、このような基本的な考え方が明確にされていなくてはならない。

利水に関する整備計画の内容

1. 適確な水需要予測

「水需要管理」の第1の内容は、精度の高い水需要予測と、水資源開発事業の必要性についての厳格なチェックを行うことである。

国土交通省が主体的に、水資源の現状把握・精査確認を行うとともに、自ら精度の高い水需要予測手法を検討し、自ら適確な予測を行うことが必要である。

2. 水需要の抑制・制御の具体化

「水需要管理」の第2の内容は、水需要を抑制・制御する方法の具体化、実施ということであり、水需要管理の核心となる方策である。

- (1) 水配分：用途間転用、ダム操作管理等、
- (2) 節水：様々な節水技術とその効果についての精査確認と実施
- (3) 雨水利用：雨水利用の方法と具体化の方法
- (4) 水の再利用：水の再利用の方法と具体化の方法
- (5) 森林の保全・育成
- (6) 地下水の利用：地下水のかん養量及び許容揚水量の把握、かん養と利用のコントロールの方法と具体化の方法
- (7) 都市政策